令和５年１１月１４日

職員の懲戒処分について

消防職員の不祥事に伴い、下記のとおり処分しましたので公表します。

利根沼田広域消防本部

記

１　事案の概要
　令和５年１０月１１日（水）１９時２０分頃、沼田市内の店舗にて皮手袋２双を万引きした疑い。

２　被処分者
　中央消防署　消防士　２０歳代　男性

３　処分内容（発令日）
　停職５カ月（令和５年１１月１４日）

４　処分理由
　地方公務員法第２９条第１項第３号に抵触するため

５　消防長コメント
　このたび、消防職員が起こした不祥事は、住民の信頼を裏切る行為であり、心からお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう、綱紀の粛正及び倫理の保持に万全を期すとともに、職員一丸となって住民の信頼回復に努めてまいります。

６　再発防止策
　綱紀の保持及び服務規律の確保について、消防職員へ通知文書を発出した。

お問い合わせ先
利根沼田広域消防本部　総務課
連絡先　0278-22-3133